

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日の翌日
が休息日
に当たるときは、
当日を翌日とする)

目 次

- ◇ 告 示 保険医等の登録(保険課)
国民健康保険法による療養取扱機関の申出の受理があつたとみなされるもの(〃)
- 国民健康保険薬剤師の登録があつたものとみなされるもの(〃)
- 土地区画整理組合の解散の認可(都市計画課)
開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)
- ◇ 選管告示 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正
- ◇ 公安告示 遊技機の型式の検定
- ◇ 公 告 平成六年度職業訓練指導員試験の合格者
- ◇ 雑 報 消防設備士試験の実施

告 示

鳥取県告示第四百九十九号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認

保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第9条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
樋上 茂	鳥医第四、九二四号	平成六年五月二十七日
服部 公彦	鳥医第四、九二五号	〃
藤田 真也	鳥医第四、九二六号	〃
森 敦美	鳥医第四、九二七号	〃
山本 玲	鳥医第四、九二八号	〃
徳安 宏和	鳥医第四、九二九号	〃
伊藤 卓	鳥医第四、九三〇号	〃
扶間 玄以	鳥医第四、九三一号	〃
山田 晴美	鳥医第四、九三二号	〃
小野 公誉	鳥医第四、九三三号	〃
目次 裕之	鳥医第四、九三四号	〃
橋本 達宏	鳥医第四、九三五号	〃
大野 雅則	鳥医第四、九三六号	〃

鳥取県告示第五百号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第三項の規定に基づき、療養取扱機関の申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	申出の受理があったものとみなされる年月日
野坂内科医院	米子市博労町一丁目四八―三	平成六年五月二日
鳥取県薬剤師会東部薬局	鳥取市秋里七二三―四	平成六年五月十六日

鳥取県告示第五百一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第四項の規定に基づき、国民健康保険薬剤師の登録があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成六年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録があったものとみなされる年月日
村上智洋	鳥国薬第八七六号	平成六年四月七日
天羽桂子	鳥国薬第八七七号	平成六年四月十二日
尾崎 哲	鳥国薬第八七八号	〃
下田仁子	鳥国薬第八七九号	平成六年四月十九日
大村匡由	鳥国薬第八八〇号	〃
小林宏美	鳥国薬第八八一号	平成六年四月二十二日
山根浩義	鳥国薬第八八二号	〃

鳥取県告示第五百二号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第四十五条第二項の規定に基づき、米子市福原土地区画整理組合の解散を平成六年六月十五日認可したので、同条第四項の規定により告示する。

平成六年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第五百三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十一月五日 鳥取県指令受都計三十一第三号

二 工区に含まれる地域の名称

米子市錦海町三丁目(第一工区)

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市加茂町一丁目一

米子市長 森田 隆朝

鳥取県告示第五百四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成六年四月二十八日 鳥取県指令受都計三十一第三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市浦津字中皿ケ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎三丁目四―二三

松本 正枝

選挙管理委員会

鳥取県選挙管理委員会告示第十一号

昭和六十一年五月鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

平成六年六月二十一日

鳥取県選挙管理委員会委員長 長 尾 義 男

一の表中「老人保健施設幸福苑」を「老人保健施設さかい幸福苑」に改める。

二の表中「特別養護老人ホーム幸福苑」を「特別養護老人ホームさかい幸福苑」に改める。

ケアハウス幸福苑

ケアハウスさかい幸福苑

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年六月二十一日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	桃太郎日記2A	株式会社ニューギン
〃	タコラーズP-2	株式会社ソフイア
〃	CRマジカルショット7	〃
〃	CRジューシービートEX	〃
〃	CRダイナミック	株式会社藤商社
アレンジボール遊技機	大爆笑2A	太陽電子株式会社
〃	ラッキーチャンス	〃
回 胴 式 遊 機	リッチマン4	興進産業株式会社
〃	フリッパー3	ユニバーサル販売株式会社
〃	ワイリーチャンス	株式会社エーアイ

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の規定により実施した平成6年度職業訓練指導員試験の合格者は、次のとおりである。

平成6年6月21日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

情報処理科合格者

草 野 竜 吾 田 熊 正 裕

雑 報

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の9第1項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る消防設備士試験を次のとおり実施する。

平成6年6月21日

財団法人消防試験研究センター理事長 中 條 永 吉

1 試験の種類及び日時

試験の種類	区 分	日 時
甲種消防設備士 試 験	第1類、第2類、第3類	平成6年8月28日(日)13時15分から
	第4類、第5類	平成6年8月28日(日)9時00分から
乙種消防設備士 試 験	第1類、第2類、第3類	平成6年8月28日(日)13時15分から
	第4類、第5類、第6類、第7類	平成6年8月28日(日)9時00分から

<p>2 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂 米子市東福原1210-1 米子産業体育館</p> <p>3 受験願書の受付期間 平成6年6月27日(月)から同年7月15日(金)まで(郵送による場合は、7月15日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)</p> <p>4 受験願書の受付先 〒680 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎8階 財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(持参又は郵送によること。)</p> <p>5 受験手数料及び納付方法 受験手数料は、甲種消防設備士試験にあつては5,000円、乙種消防設備士試験にあつては3,400円を、所定の方法により納付すること。</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県生活環境部消防防災課、各消防局、消防本部及び各地区危険物保安協会において交付する。</p> <p>(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部(電話0857-26-8389)に照会すること。</p> <p>※ 日付は元号を用いること。</p>	
---	--

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

又

県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】